

コミュニティカフェ応援サポーター（賛助会員）制度のご案内

【 募 集 要 項 】

コミュニティカフェについて

コミュニティカフェは、高齢者や障がい者、子育て中の親子が気軽に集い、多世代がユニバーサルな形で交流できる居場所づくりの拠点として、また福祉相談機能を兼ね備えたカフェとして、大淀町社会福祉協議会が主催する事業です。

賛助会員について

令和 5 年度末までは、大淀町元気な地域づくり推進協議会（美吉野園・すぎの子会・延明福祉会・仁風会・せせらぎ会・大淀町社会福祉協議会）で運営費を負担しておりましたが、令和 6 年度からは、コミュニティカフェ事業に賛同してご支援くださる個人や企業・団体等を対象に応援サポーターを募り、運営を継続していきたいと思えます。

コミュニティカフェは皆さまの応援によって支えられます。どうかご協力お願い申し上げます。

賛助会費

企業・団体会員 一口 5,000円

個人会員 一口 1,000円

※賛助会費は、コミュニティカフェ運営にかかる費用に使用させていただきます。

会員期間

入会は随時受け付けております。ただし、入会いただく時期に関わらず、会員期間は、毎年4月から翌年3月までの1年間となりますのでご注意ください。

また、毎年3月頃に、更新のご案内をお送りいたします。

会員特典

特典1 企業・団体名もしくは個人名の掲示

カフェ営業時、応援サポーター掲示板に企業・団体名もしくは個人名を掲示させていただきます。

5,000円で企業・団体名（約20cm×14cm：A4の半分）を掲示

- ・企業・団体の掲示板は、カフェの外から見える位置になります。

1,000円で個人名（約14cm×4cm：A4の8分の1）を掲示

- ・個人の掲示板は、店内になります。

特典2 クーポン券の配布

コミュニティカフェで使える クーポン券1枚200円券を応援金の40%（2000円もしくは400円）を配布する。【10%は、こども・高齢者・障がいのある方のために、げんきチケットを購入させていただきます。】

ただし、クーポン券の使用は、商品1つにつき1枚までとし、一日につき10枚までとする。クーポン券の使用期限は、その年度の3月31日までとする。げんきチケットとの併用は、できない。

特典3 チラシを設置できる

企業・団体に限り、カフェ営業時間中のみ、チラシを置いていただくことができます。ただし、各企業・団体につき1種類までとなります。

チラシの設置基準は、別紙に定めています。

お申込み方法

1. 賛助会員入会申込書が大淀町社会福祉協議会にご提出ください。
賛助会員規程（別紙）をお読みいただきご検討ください。
2. 入会の承認後、大淀町社会福祉協議会から、ご連絡いたしますので、大淀町社会福祉協議会へお越しください。
3. 受領証をお渡しします。

【お問合せ先】

大淀町社会福祉協議会

住 所：奈良県吉野郡大淀町下渕 1223

郵便番号：638-0821

電話番号：0747-52-1941

Fax 番号：0747-54-2888

担当 石谷・西本

コミュニティカフェ応援サポーター制度の会員に関する規程 (賛助会員規程)

(目的)

第1条 この規程は、コミュニティカフェ応援サポーター制度における会員（以下「賛助会員」という。）の入退会及び会費に関する事項を定める。

(運営)

第2条 コミュニティカフェサポーター制度に関する事務は、大淀町社会福祉協議会（以下「社協」という。）が行う。

(賛助会員)

第3条 賛助会員はコミュニティカフェ事業の趣旨に賛同し、協賛する次の者からなる。

- (1) 企業・団体会員
- (2) 個人会員

(入会)

第4条 賛助会員となるためには、別紙に定める入会申込書を社協に提出しなければならない。

2 反社会的勢力に属する個人又は企業・団体は、コミュニティカフェ応援サポーター制度における会員（賛助会員）になることはできない。

(賛助会費)

第5条 年会費は次の各号のとおりとする。

- | | | |
|-------------|----|--------|
| (1) 企業・団体会員 | 1口 | 5,000円 |
| (2) 個人会員 | 1口 | 1,000円 |

(特典)

第6条 企業・団体会員の特典は次の各号のとおりとする。

- (1) カフェ営業時、会員の企業・団体名の掲示（約20cm×14cm）を行う。
- (2) カフェで使用できるクーポン券を配布する。
- (3) カフェ開催時にチラシの設置ができる。

2 個人会員の特典は次の各号のとおりとする。

- (1) カフェ営業時、会員の個人名の掲示（約14cm×4cm）を行う。
- (2) カフェで使用できるクーポン券を配布する。

(賛助会費の使途)

第7条 賛助会費は、コミュニティカフェの運営にかかる費用に充てるものとする。

(更新)

第8条 賛助会員の年度は、毎年4月より翌年3月までの1年間とし、毎年3月頃に更新の案内を行う。

(退会)

第9条 退会は、会員の届出により社協が承認する。ただし、年会費の返金は行わないものとする。

(会員資格の取消)

第10条 会員が次の各号いずれかに該当するときは、会員資格を失うものとする。また、年会費の返金は行わないものとする。

(1) この会則に違反した場合

(2) その他会員として不相当であると社協が認める場合

第11条 この規程に定めるもののほか、コミュニティカフェ応援サポーター制度に関して必要な事項は、社協が別に定める。

附 則

この会則は、令和6年4月1日から施行する。